

事務連絡(総務)
令和3年9月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
〔公印省略〕

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）」

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、日本医師会より、標記について別添（令和3年9月15日付地302）
のとおり通知がありました。大阪府所管課よりも同旨依頼がなされております。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係
機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

〒543-8935 天王寺区上本町2-1-22
大阪府医師会 総務部 総務課
電話：06-6763-7000
FAX：06-6764-0267
メール：somu@po.osaka.med.or.jp

(地 302)

令和 3 年 9 月 1 5 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政昭

(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県知事等に対し、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は先般、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」が改正されたことに伴い、下記のとおり、麻薬に 5 物質、向精神薬に 3 物質が新たに指定されたことについて周知を依頼するものです。

令和 3 年 1 0 月 8 日から施行後に、これらの物質を扱う場合、本通知の「第 3 留意事項」のとおり、例えば麻薬については、麻薬研究者等の免許取得や記録、保管、届出など、麻薬及び向精神薬取締法上の規制事項の遵守が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

<新たに麻薬に指定>

- ① 1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
(通称: Isotonitazene)
- ② 1-(1, 2-ジフェニルエチル)ピペリジン及びその塩類
(通称: Diphenidine)
- ③ 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド[4, 3-b]インドール-1-オン及びその塩類
(通称: CUMYL-PEGACLONE)
- ④ メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペンタ-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
(通称: MDMB-4en-PINACA)
- ⑤ 1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
(通称: 3-MeO-PCP)

<新たに向精神薬に指定>

- ① 7-クロロ-5-(2-クロロフェニル)-1, 3-ジヒドロ1-メチル-2H-1, 4-ベンゾジアゼピン-2-オン及びその塩類
(通称: DICLAZEPAM)
- ② 6-(2-クロロフェニル)-1-メチル-8-ニトロ-4H-s-トリアゾロ[4, 3-a][1, 4]ベンゾジアゼピン及びその塩類
(通称: CLONAZOLAM)
- ③ 8-ブロモ-6-(2-フルオロフェニル)-1-メチル-4H-s-トリアゾロ[4, 3-a][1, 4]ベンゾジアゼピン及びその塩類
(通称: FLUBROMAZOLAM)

以上